

三田市介護人材養成支援事業補助金に係るQ&A

Q1 三田市民ではありませんが、補助の対象となりますか？

A1 三田市民でない場合でも、市内の介護保険サービス事業所に勤務してれば補助対象となります。

Q2 非常勤で勤務していますが、補助対象となりますか？

A2 対象となります。

Q3 派遣職員として勤務していますが、補助対象となりますか？

A3 対象となりません。

Q4 現在は退職していますが、過去に市内事業所で勤務していた場合も補助対象となりますか？

A4 対象となりません。

Q5 補助対象となる期間はいつまでですか？

A5 申請日から過去1年以内に修了した研修が補助対象となります。

Q6 初任者研修の費用助成を受けた後に、実務者研修の費用について補助を受けることは可能ですか？

A6 申請可能です。ただし、予算内での実施になりますので、補助できない場合もあります。

Q7 受講費（講座の受講料及び教材費等）には、入学金を含めてもいいですか？

A7 入学金を含んだ額で申請可能です。

Q8 受講費を分割で支払っており、支払いが終わるのが数カ月先になりますが、その段階での申請は可能ですか？

A8 支払いが完了してから申請してください。

Q9 初任者研修と実務者研修が一括となったプランで申し込んでいる場合に、領収書の原本が1部しかありませんが、両方の研修で補助を受けられますか？

A9 対象期間内に研修を修了されている場合にはいずれの研修でも申し込み可能です。領収書にそれぞれの内訳が記載されていることをご確認ください。2度目の申請時にはすでに提出された領収書をもって確認書類とさせていただきますので、申請時にその旨を伝えてください。

(裏面に続く)

Q10 初任者研修・実務者研修のセット割引で受講しているため、それぞれの領収書がありません。

A10 領収書に初任者研修の額、実務者研修の額、割引額の記載があれば申請可能です。割引された額での申請を行う場合、申請時に研修パンフレット等は割引額が記載されているものを提出してください。紹介割引等を利用した場合も同様です。

Q11 領収書を紛失してしまいました。

A11 領収書は必須となります。再発行を依頼してください。

Q12 「研修を修了したことを証する書類」とは、修了証の原本ですか？写しでもいいですか？
また、修了見込証明書でもいいのでしょうか？

A12 修了証の写しを添付してください。修了見込証明書では認められません。

Q13 申請時の添付書類「研修の受講料及び受講内容がわかるもの」は受講の手引き等でもいいですか？

A13 受講料、研修内容が掲載されていれば、研修パンフレットのほか、受講の手引きや研修チラシ等でも差し支えありません。

Q14 法人で申請する場合、1法人での件数の制限はありますか？

A14 制限はありません。

Q15 法人で複数申請する場合、一括での申請は可能ですか？

A15 可能です。その場合、受講者と研修費用の一覧等の書類を追加で提出していただく場合があります。

Q16 法人が負担したことがわかる書類とはどのようなものですか？

A16 研修実施団体への振込明細書等です。研修受講費を法人が負担する旨等の記載があれば就業規則等でも構いません。